

令和6年度(2024年度)【第3回】人権文化のまちづくりをすすめる協議会

次 第

日時：令和7年(2025年)1月31日(金) 15時～16時

会場：豊中市立人権平和センター豊中 2階大集会室

【案件】

1. 市民意識調査(予定)について

2. その他

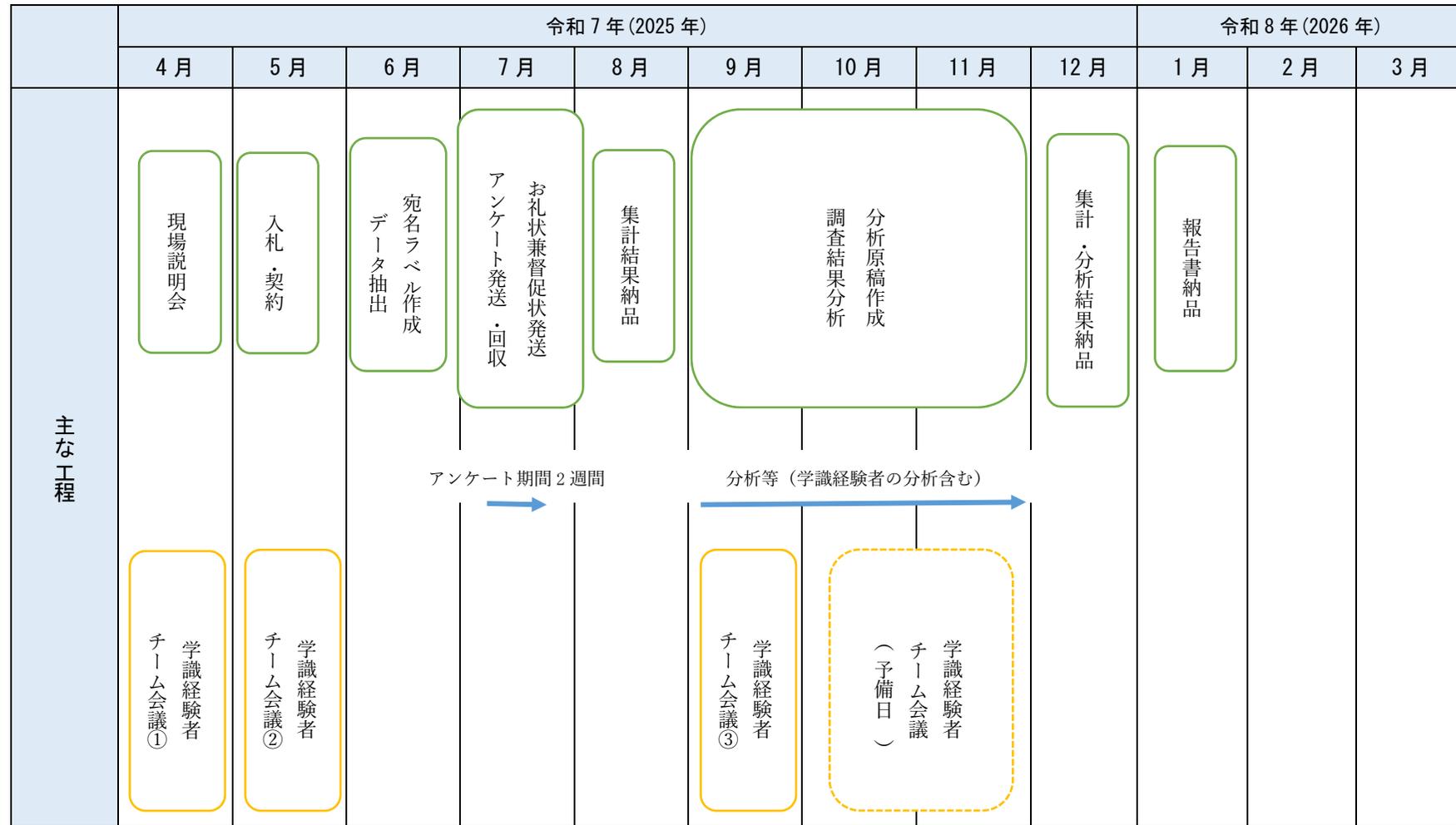
- (1) 人権平和センターの取組みについて
- (2) 審議会等委員向け人権啓発資料について
- (3) 豊中市やさしい日本語啓発事業について

【資料】

- (資料1-1) 令和7年度(2025年度)人権についての市民意識調査実施スケジュール(案)
- (資料1-2) 前回・令和元年度(2019年度)実施時調査票
- (資料1-3) 【参考】前回調査報告書(抜粋)
- (資料2) 児童育成支援拠点事業の移管について
- (参考1-1) 審議会等における人権に対する配慮について(啓発資料)
- (参考1-2) 審議会等委員向け啓発資料に対するご意見とご意見に対する考え方

令和7年度(2025年度) 人権についての市民意識調査 実施スケジュール(案)

(資料1-1)



学識経験者チーム会議(調査表の設計と分析)開催予定

- ①(調査の概要説明/分析者の役割説明/調査設問の検討 ほか)
- ②(調査設問の検討/分析担当設問割り振り ほか)
- ③(調査受託業者から単純集計結果・作業スケジュール等説明/クロス集計オーダー・分析方法確認 ほか)
(予備日)

調査対象(予定)
市内に居住している満16歳以上の男女4,000人
(3,000人+29歳以下の若年層1,000人)

じんけん しみんいしきちようさ 人権についての市民意識調査

きょうりよく ねが — ご協力のお願い —

ひごろは、とよなかしせい すいしん きょうりよく まと
白ごころは、豊中市政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

とよなかし じんけんぶんか まちづくりにすすめるじょうれい もとつき しみんひとり こせいや
豊中市では、「人権文化のまちづくりをすすめる条例」に基づき、市民一人ひとりの個性や
じんけん たいせつ にんげん いふた い きることができける社会をめざしてまちづくりをすすめてい
人権が大切にされ、人間らしく豊かに生きることができける社会をめざしてまちづくりをすすめてい
ます。

こんご じんけんきょういく けいはつ しきく
このたび、今後の人権教育・啓発などの施策をすすめるうえで参考とさせていただくため、
じんけん かん かんが
人権に関するさまざまなお考えをお聞きすることにいたしました。

このアンケートでは、市内にお住いの満16歳以上の方の中から無作為に4,000人を選ばせて
いただきました。

ご回答いただいた内容は統計的に処理したうえで利用させていただきますので、個人の回答
ないよう がいぶ も
内容が外部に漏れたりすることはありません。また、調査目的以外に使用することはありません
ので、まっすぐご回答をご記入ください。

ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、このアンケートの趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいま
すようよろしくお願いいたします。

れいわがねん(2019年) 7月
とよなかし
豊中市

きにゆう ねが ご記入にあたってのお願い

1. あてな ごほんにん がお答えになってください。なお、きにゆう あたっては、ご家族、ご
ゆうじん かたなどにだいひつしていただいても結構です。
2. せんたくじがある場合には、あてはまる番号を○印で囲んでください。また()に
は具体的に内容を記入してください。
3. しょうもん かいとう かが ぼあい
質問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、矢印や
ちゆういがか そつてお答えください。
4. きにゆうご おきめい どうふう へんしんようふうとう に入れて、7月24日(水)までに、
ポストに入れてください。(切手は不要です)

ちようさ しつもん といあわ きき アンケート調査についてのご質問・お問合せ先

とよなかし じんけんせいさくか
豊中市 人権政策課

〒561-8501 とよなかしなかまづか ちようめ ほん 1番1号
豊中市中桜塚3丁目1番1号

でんわ 06-6858-2586(直通) FAX 06-6846-6003
電話 06-6858-2586(直通) FAX 06-6846-6003

問1 あなたは、次のようなことは人権侵害にあてはまると思いませんか。ア～ケのそれぞれについて選んでください。(○はそれぞれ1つ)

| | よくあてはまる | ややあてはまる | どちらともいえない | あまりあてはまらない | まったくあてはまらない |
|---|---------|---------|-----------|------------|-------------|
| ア. 女性ということで、同じ勤続年数の男性よりも、給料や昇進で低い評価を受けること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ. 愛情を理由に恋人や配偶者の行動を干渉すること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ. 障害のある人が結婚したり子どもを育てることに、周囲が反対すること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ. 在日外国人の地方参政権を認めていないこと | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ. 結婚に際して、相手の出身地が同和地区かどうかを調べること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ. 高齢者の就職が困難であったり、労働条件が悪くなること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| キ. 性的な被害を受けた女性に対して、周囲が「夜遅くに外出した」「スキがあった」などと非難すること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ク. HIV(エイズウイルス)感染を理由に、労働者が解雇されること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ケ. 犯罪被害者が名前や住所を報道されること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問2 人権や差別の問題について、次のような考え方があります。これらの考え方に対し、あなたはどの程度あてはまると思いませんか。ア～クのそれぞれについて選んでください。(○はそれぞれ1つ)

| | よくあてはまる | ややあてはまる | どちらともいえない | あまりあてはまらない | まったくあてはまらない |
|--|---------|---------|-----------|------------|-------------|
| ア. 差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ. どんな理由があっても差別はいけない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ. 社会的に弱い立場にある人の権利は、社会全体で守る必要がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ. 差別の原因は、差別された人の側にもある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ. 差別された人の気持ちをきちんと聞くことが大事だ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ. 差別された人は、まず、世の中に受け入れられるように努力する必要がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| キ. みんな同じが良いという考え方が、一人ひとりの個性や少数者を排除することにつながっている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ク. 人権を強調するあまり、権利にともなう義務や責任をおろそかにするのはよくない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問3 あなたは、子ども（※）の人権に関する次のような意見についてどのように思いますか。
ア～キのそれぞれについて、最もお考えに近いものを選んでください。（○はそれぞれ1つ）

| | そう思う | どちらかといえば そう思う | どちらとも いえない | どちらかといえば そうは思わない | そう思わない |
|--|------|------------------|---------------|---------------------|--------|
| ア. いじめはいじめを受ける子どもにも問題がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ. 教師が子どもを指導するために、ときには体罰を加えることも必要だ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ. 保護者が子どものしつけのために体罰を加えるのは、しかたがない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ. 保護者が子どもの様子を知るためでも、子どもの手紙や日記、メールなどを勝手に見ないほうがよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ. 学校の規則等を定める際に、子どもの意見表明の場がないことはよくない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ. 不登校は本人が努力すれば克服できるはずだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| キ. 家庭の経済力によって、子どもが希望しても大学に進学できないのは、やむを得ない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

※平成元年(1989年)に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」では、18歳未満の人を「子ども」としています。

問4 あなたは、「人権」という言葉からどのようなことを連想しますか。（○はいくつでも）

| | | | |
|-------|--------|----------|---------------------|
| 1. 自由 | 5. 自立 | 9. 格差 | 13. この中にはない |
| 2. 平等 | 6. 生存 | 10. 差別 | ⇒具体的にどのようなことを連想しますか |
| 3. 幸福 | 7. 共存 | 11. 思いやり | () |
| 4. 尊厳 | 8. 他人事 | 12. 建て前 | |

問5 日常生活のなかで、あなたはここ5年くらいの間に、人権を侵害されたことがありますか。（○は1つ）

| | | |
|-----------|--------|---------------|
| 1. よくある | -----> | 問5-1からお答えください |
| 2. 時々ある | -----> | |
| 3. ほとんどない | -----> | |
| 4. まったくない | -----> | 問6へおすすみください |
| 5. わからない | -----> | |

問5-1 問5で「1」または「2」を選んだ方にお聞きします

あなたは人権侵害を受けたそのとき、どのように対応しましたか。主なものを選んでください。
（○はいくつでも）

| | |
|----------------------|---|
| 1. 黙って我慢した | |
| 2. 相手に抗議した | |
| 3. 友人・家族など身近な人に相談した | |
| 4. 学校の先生に相談した | |
| 5. 職場の上司や地域の有力者に相談した | |
| 6. 弁護士に相談した | |
| 7. 市民団体に相談した | |
| 8. 法務局または人権擁護委員に相談した | |
| 9. 市役所に相談した | |
| 10. 警察に相談した | |
| 11. その他(具体的に: |) |

問6 あなたは、憲法により義務ではなく、「国民の権利」と定められているのはどれだと思いますか。
(○はいくつでも)

| | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 思っていることを世間に発表する | 5. 人間らしい暮らしをする |
| 2. 税金を納める | 6. 労働組合をつくる |
| 3. 目上の人に従う | 7. 憲法に何が定められているかわからない |
| 4. 道路の右側を歩く | |

問7 あなたは、次のようなことは人権の観点から問題があると思いますか。
あなたのお考えを教えてください。ア～キのそれぞれについて選んでください。(○はそれぞれ1つ)

| | 問題がある | どちらかといえば問題がある | どちらともいえない | どちらかといえば問題があるとは思わない | 問題があるとは思わない |
|---|-------|---------------|-----------|---------------------|-------------|
| ア. 就職の面接で、人事担当者が就職希望者の家族構成を聞くこと | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ. 就職の面接で、人事担当者が女性に対して、結婚や出産の予定の有無を聞くこと | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ. 凶悪事件の場合は、未成年であっても、犯人の実名を公表すること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ. 企業の採用や昇進などで、日本国籍をもつ人が優先されること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ. 刑を終えて刑務所を出所した人の就職が容易には決まらないこと | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ. 理由にかかわらず、不法滞在の外国人を日本国外に強制退去させること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| キ. 災害などの緊急時に、日本語が伝わらない外国人への対応がおろそかになること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問8 次のような家族に関わるいろいろな見方や考え方について、あなたはどのように思いますか。
ア～スのそれぞれについて選んでください。(○はそれぞれ1つ)

| | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思うとは思わない | そう思わない |
|---|------|--------------|-----------|--------------------|--------|
| ア. 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくても、どちらでもよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ. 結婚しても、必ずしも子どもをもつ必要はない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ. 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるべきだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ. 子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ. 夫が外で働き、妻は家庭を守るべきだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ. 妻が働いていなくても、夫は家事・育児をするべきだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| キ. 夫の親を妻が介護するのは当然だ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ク. 結婚しても、夫婦の生活がうまく行かないのなら、離婚をするのもやむを得ない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ケ. 結婚したら、妻は夫の姓を名乗るほうがよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| コ. 男どうし、女どうしの結婚も認めるべきだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| サ. 自分の身内が外国人と結婚することには抵抗がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| シ. 自分の身内に同性愛者はいてほしくない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ス. 自分の身内が未婚のまま子どもを産むことは好ましくない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問9 次のような意見や考え方に対し、あなたはどの程度あてはまると思いますか。
ア～クのそれぞれについて選んでください。(○はそれぞれ1つ)

| | よくあてはまる | ややあてはまる | どちらとも いえない | あまり あてはまらない | まったく あてはまらない |
|--|---------|---------|---------------|----------------|-----------------|
| ア. 自宅近くに障害者の作業所やグループホームの建設計画が持ち上がった場合は反対する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ. 自分の身内には障害のある子どもが生まれてほしくないという気持ちがある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ. 自分が住む地域に外国人が増えると、治安や秩序が乱れるという気持ちがある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ. 同和地区を含む校区には引っ越したくない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ. 児童養護施設を含む校区には引っ越したくない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ. 外国人を親にもつ子どもは、日本の文化や言葉に適應するよう努力すべきだ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| キ. 同和問題は、そっとしておけば自然になくなる問題だから、同和教育・啓発などはしないほうがよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ク. インターネット上に差別を助長するような書き込みを行った者に対しては、処罰する法整備が必要だ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問10 あなたの親類が結婚したいと思っている相手が同和地区の人で、そのことを理由に家族から結婚を反対されていることについて、あなたが相談を受けた場合、あなたならどのような態度をとると思いますか。最もお考えに近いものを選んでください。(○は1つ)

1. 反対する家族を説得するなど、力になってあげようと言う
2. 迷うことはない、自分の意思を貫いて結婚しなさいと言う
3. 慎重に考えたほうがよいと言う
4. あきらめるように言う
5. どう言えばよいのかわからない
6. その他(具体的に: _____)

問11 あなたは、この5年間に同和問題に関して、次のような発言を直接聞いたことがありますか。複数ある場合は、強く印象に残っているものを選んでください。(○は1つ)

1. 同和地区の人(子ども)とは、付き合っては(遊んでは)いけない
 2. 同和地区の人とは、結婚してはいけない
 3. 同和地区の人はこわい
 4. 同和地区の人は無理難題を言う
 5. 同和地区は治安が悪い
 6. 住宅を購入する際、同和地区内の物件を避けたほうがよい
 7. 聞いたことはない -----> 問12へおすすみください
- } 問11-1からお答えください

問 11-1～問 11-2 は、問 11 で「1」～「6」を選んだ方にお聞きします

問 11-1 それは誰から聞きましたか。主なものを選んでください。(○は1つ)

| | | | |
|-------|---------|----------|----------|
| 1. 家族 | 3. 近所の人 | 5. 職場の人 | 7. その他 |
| 2. 親戚 | 4. 友人 | 6. 知らない人 | (具体的に:) |

問 11-2 それを聞いたとき、どう感じましたか。また、どうしましたか。(○は1つ)

| |
|----------------------------|
| 1. そのとおりと思った |
| 2. そういう見方もあるのかと思った |
| 3. 反発・疑問を感じたが、相手には何も言わなかった |
| 4. 反発・疑問を感じ、相手にその気持ちを伝えた |
| 5. とくに何も思わなかった |

問 12 あなたは、性的マイノリティ(※)に関する次のような意見や考え方について、どう思いますか。ア～クのそれぞれについて、最もお考えに近いものを選んでください。(○はそれぞれ1つ)

| | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえば思わない | そう思わない |
|---|------|--------------|-----------|--------------|--------|
| ア. 外見は女性でも、心は男性であると自認している中学生が男子生徒の制服着用を望む場合は、本人の意思を尊重すべきである | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ. 外見は男性でも、心は女性であると自認している中学生が女子生徒の制服着用を望む場合は、本人の意思を尊重すべきである | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ. 男性が男性に恋愛感情をいただくのはおかしい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ. 女性が女性に恋愛感情をいただくのはおかしい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ. 男女両方に恋愛感情をいただくのはおかしい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ. 男性同性愛者には女性的な人が多い | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| キ. 女性同性愛者には男性的な人が多い | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ク. 性同一性障害のために性別変更を望む人は、同性愛者である | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

※性的マイノリティは、自分の性別をどのように認識しているかという性自認や、自分の性的感情や性的欲望がどの性に向くのかという性的指向などの性のありようが社会の多数派とは異なる人たち。具体的には、同性愛者や両性愛者、身体の性と性自認が一致しないトランスジェンダーなど、多様な人たちがいます。

問15 次のような人権や差別の問題について、あなたはこの10年で問題が改善方向に向かっていると思いますか。ア～コのそれぞれについて選んでください。(○はそれぞれ1つ)

| | かな 改善 した | やや 改善 した | あまり 変わ らない | やや 悪化 した | かな 悪化 した | よく わか らない |
|-------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|----------------|-----------------|
| ア. 女性の人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| イ. 障害者の人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| ウ. 同和問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| エ. 高齢者の人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| オ. 日本に在住する外国人の人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| カ. 子どもの人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| キ. 職業や雇用をめぐる人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| ク. ハンセン病回復者の人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| ケ. HIV(エイズウイルス)感染者の人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| コ. 性的マイノリティの人権問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

問16 あなたの性別は。

| | | |
|-------|-------|--------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他 |
|-------|-------|--------|

問17 あなたの年齢は。(7月10日現在の満年齢でお答えください)

| | |
|-----------|-----------|
| 1. 16～19歳 | 5. 50～59歳 |
| 2. 20～29歳 | 6. 60～69歳 |
| 3. 30～39歳 | 7. 70歳以上 |
| 4. 40～49歳 | |

問18 人権が尊重されるまちをつくるために、あなたはどのようなことができますか。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |

◆人権や差別などについて、ご意見・ご要望などがございましたら、ご自由にお書きください。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

この調査票を同封の返信用封筒に入れて、7月24日(水)までに、ポストへ入れてください。(切手は不要です)

(3) 家族にかかわる人権

問8 次のような家族に関わるいろいろな見方や考え方について、あなたはどのように思いますか。
ア～スのそれぞれについて選んでください。(〇はそれぞれ1つ)

【図4-3 家族にかかわる人権】

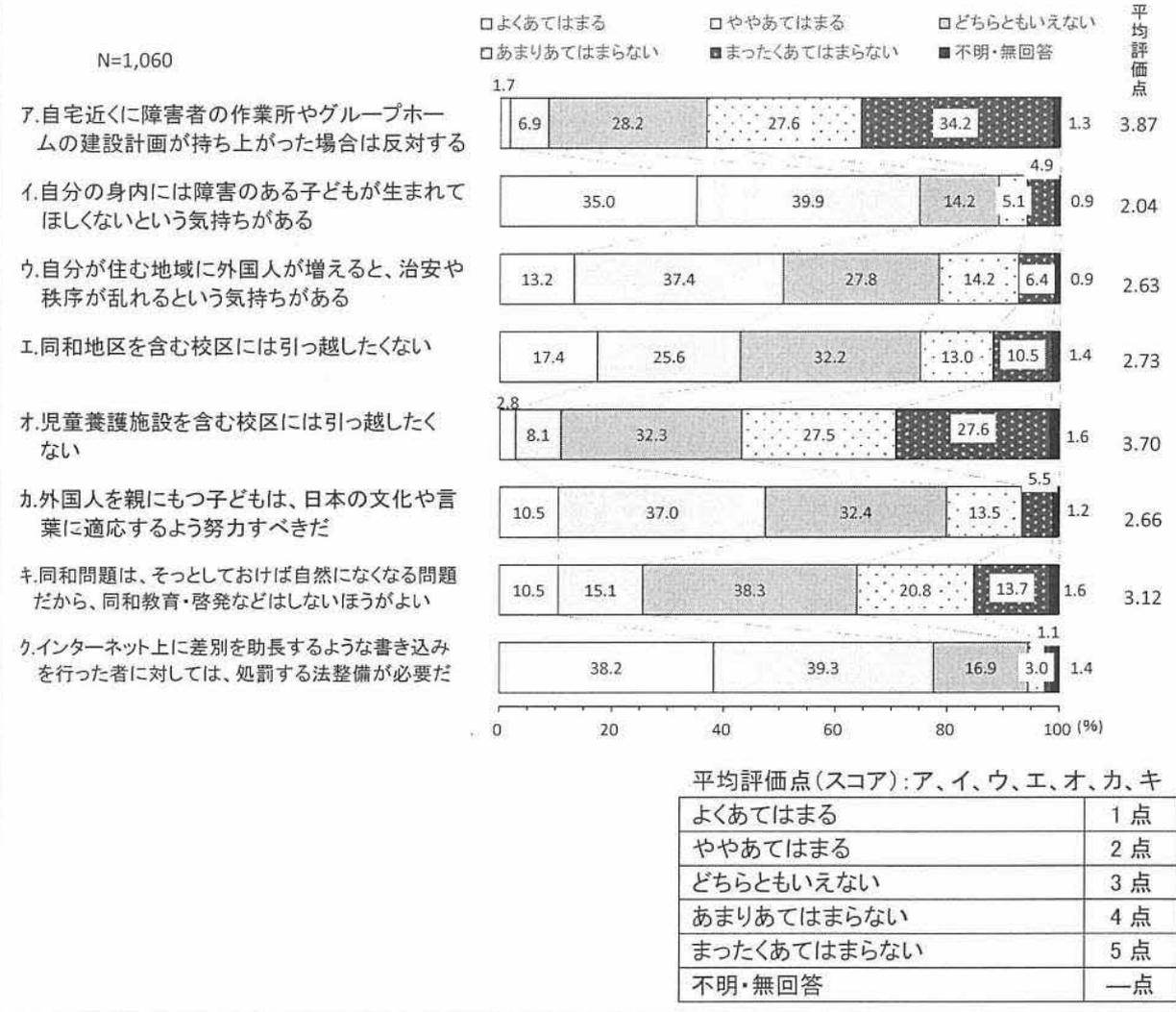


「ア.結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくても、どちらでもよい」「イ.結婚しても、必ずしも子どもをもつ必要はない」「カ.妻が働いていなくても、夫は家事・育児をするべきだ」「ク.結婚しても、夫婦の生活がうまく行かないのなら、離婚をするのもやむを得ない」「コ.男どうし、女どうしの結婚も認めるべきだ」の5項目については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』は、「コ.男どうし、女どうしの結婚も認めるべきだ」を除いて、6割を超えている。

(4) 身近な人権問題

問9 次のような意見や考え方に対し、あなたはどの程度あてはまると思われますか。
ア～クのそれぞれについて選んでください。(〇はそれぞれ1つ)

【図4-4 身近な人権問題】



身近な人権問題について尋ねたところ、「よくあてはまる」が最も多いのは、「ク. インターネット上に差別を助長するような書き込みを行った者に対しては、処罰する法整備が必要だ」(38.2%)で、次いで「イ. 自分の身内には障害のある子どもが生まれてほしくないという気持ちがある」が35.0%となっている。「よくあてはまる」と「ややあてはまる」を合わせた『あてはまる』の割合が最も高いのは、「ク. インターネット上に差別を助長するような書き込みを行った者に対しては、処罰する法整備が必要だ」(77.5%)で、次いで「イ. 自分の身内には障害のある子どもが生まれてほしくないという気持ちがある」が74.9%となっている。

一方、「まったくあてはまらない」が最も多いのは、「ア. 自宅近くに障害者の作業所やグループホームの建設計画が持ち上がった場合は反対する」(34.2%)で、次いで「オ. 児童養護施設を含む校区には引っ越したくない」が27.6%となっている。「まったくあてはまらない」と「あまりあてはまらない」

児童育成支援拠点事業の移管について

経過】

- ①「児童館」を廃止し、令和2年(2020年)度より小中高を対象に、豊中では「こどもの学び・居場所事業」、蛍池では「こども多世代ふれあい事業」を委託事業として開始。
- ②令和5年(2023年)度より「子どもの居場所支援臨時特例事業」として両事業を再編。令和6年(2024年)度より国の制度改正に伴い「児童育成支援拠点事業」へ。
- ③受託事業者は、両事業とも一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会。

移管理由】

全市的な支援体制強化

- ①支援の一貫性と効率性が向上(包括的な体制構築)
- ②対応意思決定プロセスを簡素化(迅速な意思決定)
- ③リソースの最適化と専門性の向上(リソースの効率的活用)

令和7年4月より
こども支援課へ移管

人権平和センターにおける“居場所”】

- ①「こどもの学び・居場所事業」
- ②「こども多世代ふれあい事業」
が目指すところから
- ③「児童育成支援拠点事業」
を差し引くと
- ④“居場所”機能

今後】

- 現在、こども支援課にて北西部・中部を含む同事業拠点を公募中。3月上旬には事業者決定予定。決定事業者が希望する場合、引き続き人権平和センターを利用できる条件を付与。
- 移管後も、同じく公募中の人権平和センター委託事業における地域交流事業の一部(“居場所”機能)と連携。

各審議会等委員の皆様

市民協働部理事（人権文化担当）

審議会等における人権に対する配慮について（お願い）

各審議会等委員の皆様におかれましては、市政に対するご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では、過去に執行機関の附属機関（いわゆる審議会）において、委員による同和問題に関する不適切な発言があり、事務局である職員も十分な対応を取ることができず、大きな問題となりました。

本市は、昭和 59 年(1984 年)に人権擁護都市を宣言し、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めています。今後、同じようなことを繰り返すことがないように、職員に対しては、引き続き研修に取り組むとともに、審議会等委員の皆様に対しては、人権尊重の視点を持って会議へ参加、議論を進めていただきますようお願いいたします。また、会議の場に限らず、多様な人びとが集う日常のさまざまな場面においても、人権尊重の視点を大切にされた関係づくりと行動をお願いします。

別添の審議会等委員向け人権啓発資料「知っておこう その一言が持つ重み～差別・偏見を助長しないために～」に、各人権問題の現状や差別等の例、今後めざす方向性などをまとめていますので、ご確認いただき、人権問題についての理解を深めていただきますようお願いいたします。

(お問合せ先)

市民協働部人権政策課 人権平和センター豊中

電 話：06-6841-1313

メール：jinken@city.toyonaka.osaka.jp

審議会等委員向け人権啓発資料

～差別・偏見を助長しないために～

知っておこう

その一言が持つ重み

豊中市 市民協働部 人権政策課
令和6年(2024年)12月作成

部落差別（同和問題）

現状と知ってほしいこと

- ・地域社会や職場等において、**部落差別事象は現在でも起こっています**
市内でも、差別発言や落書きなどがいまだに起こっています
- ・**Web上には部落差別を助長・拡大する情報が掲載されています**
- ・市民意識調査（令和元年度(2019年度)実施）結果では、**約5人に1人がこの5年間に同和問題に関する誤解や偏見に基づくマイナスイメージの発言を聞いたことがある**と回答しています。こういった発言に接したときに、**その誤りに気づき、批判する力をつけていくための教育・啓発が必要です**
- ・同和地区に対する**特別対策は格差の是正であり、優遇ではありません**
なお、同和地区に対する**特別対策は平成14年(2002年)に終了**しています

差別や偏見の例

- ・結婚相手の家族などから**身元調査をされる、同和地区出身者であることを理由に反対される**
- ・引越し先として**同和地区を避ける、同和地区かどうか調べる**
- ・差別する意図の有無に関わらず、**差別的な情報やうわさ話を信じ、拡散する**
- ・同和地区出身者の**出自をほかの人に暴露する（アウトティング）**

差別を助長・拡大するような発言（「部落は避けたほうがいい」、**マイナスイメージと結びつけて「やっぱり部落は〇〇だ」**など）等をしていないか、**自分の中に差別意識は潜んでいないか**、定期的に振り返りをお願いします
差別や偏見に同調しないよう、同和問題を知り、差別をしない・許さない・見過ごさないための行動をお願いします

女性

現状と知ってほしいこと

- ・「男は仕事、女は家庭」といった**男女の役割を固定的に捉える意識**が根強く残っており、このことが家庭や職場においてさまざまな差別を生む一因となっています
- ・性犯罪・性暴力、配偶者からの暴力（DV）、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱い等の問題も多発しています
- ・雇用の分野においては、**管理職に占める女性の割合が少ない**、男女の**賃金格差**の問題などがあります
- ・日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、女子差別撤廃条約は社会のさまざまな場面における女性差別の禁止を求めています

差別や偏見の例

- ▶ **無意識の思い込み**（アンコンシャスバイアス）による女性に対する偏見の例
- ・子育て中の女性には**家庭が大変だろうから出張をさせられない**、責任のある仕事を**任せられない**と本人の意向を確認せずに**決めつけてしまう**
- ・**女性は感情的になるから**話し合いが進まないと考え、会議の時間を長く取る
- ・女子学生が理数系でよい点を取ると「**女の子なのに理科ができてすごいね**」とほめる

配慮しているつもりでも性別による無意識の思い込みによる差別や偏見となります。まずは、自分の中にある「無意識の思い込み」について意識することが大切です

LGBTQをはじめとする性的マイノリティ

現状と知ってほしいこと

- ・性にはさまざまな要素があり、その要素の組み合わせによって、**多様な性**が形作られており、一人ひとり異なります。「女性」「男性」の2つのほか、「両方」「中間」「どちらでもない」「その日によっても違う」など、セクシュアリティは多種多様な性から成り立っています
- ・性的指向や性自認を理由として、差別的な扱いを行うことは、不当なことであり、絶対に許されることではありません
- ・令和5年(2023年)に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の基本理念では、**性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないもの**としています

差別や偏見の例

- ・ホモ、おねえなどの差別発言がある
- ・当人の許可なく勝手にセクシュアリティを他者に伝えてしまう (**アウティング**)
- ・周囲の無理解により、カミングアウトできず、自分の性的指向・性自認を隠して生きざるをえない
- ・家族手当などの制度が異性間の結婚しか想定されていない

このような状況で生きづらさを抱えている当事者がいます。「人には男女のどちらかしかない」という概念を取り払って考えていくことが大切です

子ども

現状と知ってほしいこと

- ・ **豊中市子ども健やか育み条例**：子どもの人権を大切にしながら、子どもがまわりの人から愛され、自分らしく健やかに育つことのできるまちをめざし、平成25年(2013年)に制定しました
 - 基本理念：**子どもの人権の尊重、子どもの最善の利益の実現、子どもが個性や能力を発揮できる機会の提供**
 - 子どもの人権：
 - 「生きる権利」 安心して生きること
 - 「守られる権利」 暴力や虐待、いじめなどから守られること
 - 「育つ権利」 自分らしく育つこと
 - 「参加する権利」 自分の思いや意見を表明できること
- ・ **こども基本法**：国においても、令和5年(2023年)4月に施行し、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進しています

差別や偏見の例

- ・ いじめ、虐待や体罰を受けること
 - ・ いじめ、虐待や体罰について、周りの人が気がついていないのに何もしないこと
 - ・ 学校や就職先の選択などに関する**子どもの意見について、大人がその意見を無視すること**
 - ・ 児童買春・児童ポルノなどの対象になること
- (内閣府「人権擁護に関する世論調査」
(令和4年8月調査)より)

社会全体で子どもを愛情深く育むまち・とよなかの実現にご理解とご協力をお願いします

障害のある人

現状と知ってほしいこと

- ・「障害者権利条約」の批准に先立ち、**障害当事者の意見も聴きながら**国内法令の整備を推進し、平成26年(2014年)に批准しました
- ・**障害の原因はその人でなく社会的障壁にある**という障害の「社会モデル」の考え方をふまえたものになっています
- ・障害者差別解消法では、企業や店舗などの事業者や行政機関等に対し、「**不当な差別的取扱い**」を禁止し、「**合理的配慮の提供**」および「**環境の整備**」を行うこととしています。過度の負担のない範囲において、**合理的配慮を提供しないことも差別にあたる**とされています

差別や偏見の例

- 不当な差別的取扱いと考えられる例
 - ・ **本人を無視して**介助者や支援者、付添いの人だけに話しかける
 - ・ **保護者や介助者がいないと**お店に入れない
 - ・ 身体障害者**補助犬の受入を拒否**する
- 合理的配慮の不提供に該当すると考えられる例
 - ・ 障害のある人から配慮の申出があった内容について、**必要な調整を行うことなく前例がないことを理由に一律に対応を断る**

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障害の「社会モデル」の考え方を理解し、社会的障壁を除去していく必要があります

外国人

現状と知ってほしいこと

・ヘイトスピーチ

特定の人種や民族の人々に恐怖心を与え、社会から追い出そうとするような差別的言動を、「ヘイトスピーチ」といいます。

(1) 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、**一律に排除・排斥することをあおり立てるもの**

(「〇〇人は出て行け」「祖国へ帰れ」など)

(2) 特定の民族や国籍に属する人々に対して**危害を加える**とするもの

(「〇〇人は殺せ」「〇〇人は海に投げ込め」など)

(3) 特定の国や地域の出身である人を、**著しく見下す**ような内容のもの

(特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど)

差別や偏見の例

外国人が経験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったこと

- ・ 風習や習慣などの**違いが受け入れられない**
- ・ **就職・職場で不利な扱い**を受ける
- ・ 職場、学校などで**嫌がらせやいじめ**を受ける
- ・ アパートなどへの**入居を拒否される**
- ・ 宿泊施設や、店舗などへの**入店を拒否される**
- ・ **交際や結婚を反対された**
- ・ **じろじろ見られたり、避けられたりする**

(内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査))

ヘイトスピーチなどの差別的な言動は、見聞きした人に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。国籍や民族などの異なる人びとが、**互いの文化的違いを認め合い、尊重する**ことが大切です

おわりに

人権問題は常に学びのアップデートをしていく必要があります

- ・ 人権問題は、この資料で取りあげたものだけではありません。高齢者や犯罪被害者、ホームレスなど、さまざまな問題があります
- ・ 感染症や震災等の災害に伴って新たに発生する人権問題もあります
- ・ 時代が進み、問題の捉え方が変わると、求められる対応も変わっていきます

人権について、ともに学び続けていきましょう

- ・ 人権は、差別を受けているなど特定の人たちだけの問題ではなく、**すべての人が生まれながらに持っている権利**です
- ・ **自分自身の人権の大切さを知ることが、他者の人権を尊重することにもつながっていきます**
- ・ さまざまな人権問題を知り、人権意識を高め、**人権を尊重することが当たり前のこととして受け入れられる**人権文化のまちづくりに向けて、ともに**学び続けていきましょう**

参考リンク

- ・市の都市宣言（市ホームページ）
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/shoukai/gaiyou/toshisengen.html> 
 - ・人権啓発パネル「身近なことから人権を考える」（市ホームページ）
https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/jinken/panel/2019panel/index.html 
 - ・じんけん自己診断（法務省ホームページ）
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/SHINDAN/index.html> 
 - ・令和元年度(2019年度)実施 人権についての市民意識調査（市ホームページ）
https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/jinken/shiminishikichosa/R01_ishikichousa.html 
- 部落差別（同和問題）
- ・部落差別の解消の推進に関する法律（市ホームページ）
https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/jinken/sengen/burasabetu.html 
 - ・同和問題啓発動画「部落差別ってなに？」（市ホームページ）
https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/jinken/douwa_keihatsudouga.html 

参考リンク

○ LGBTQをはじめとする性的マイノリティ

- ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（内閣府ホームページ）

<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html>



○ 子ども

- ・ 豊中市子ども健やか育み条例（市ホームページ）

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei_keikaku/hagukumijorei.html



- ・ こども基本法（こども家庭庁ホームページ）

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>



参考リンク

○ 障害のある人

- ・ 障害者権利条約（外務省ホームページ）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html



- ・ 障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現に向けた取組（内閣府ホームページ）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r05hakusho/gaiyou/h01.html>



- ・ 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト「共生社会」の実現のために（内閣府ホームページ）

<https://shougai-sha-sabetukaishou.go.jp/kyoseisyakai/>



- ・ 「心のバリアフリー」について（首相官邸ホームページ）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/udsuisin/program.html



参考リンク

○ 外国人

- ・ヘイトスピーチ、許さない。（法務省ホームページ）

（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html



審議会等委員向け啓発資料に対するご意見とご意見に対する考え方

| NO | 分野 | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|-----|----------------|--|---|
| 1 | 部落差別 (同和問題) | 同じページで「旧同和地区」と「同和地区」が出ている。「旧同和地区」という表現は誤解を招く恐れがあるので、「同和地区」で統一するほうがよい。誤解というのは、自分が考えている同和地区以外に、かつて部落差別を受けていた地域（旧同和地区）があると誤解してしまうということです。 | ご意見いただいたとおり修正しました。 |
| 2 | 部落差別 (同和問題) | 「現在もなお部落差別が存在する」ことは法律に示されています - 他の人権課題については、わざわざこんな言い方はしていないので、何か不自然というのか、変です。部落差別はいま現在も解消していないことを前提に論を進めていくほうがいいです。したがって、「現在もなお部落差別が存在する」ことは法律に示されています」は削除して、「マスメディアが同和問題を取り上げることは非常に少ないですが、職場や地域社会において部落出身であることをアウティング（暴露）されたり、結婚の際に部落出身を理由に家族や親戚から反対されるなど、部落差別事象は現在でも起こっています」を入れるのがいいと思います。 | 「現状と知ってほしいこと」に、現在も部落差別事象が起こっていることを示し、「差別や偏見の例」に、アウティングや、結婚に際しての家族や親戚からの反対について示しました。 |
| 3 | 部落差別 (同和問題) | 「部落差別は教えないことによって自然に解消することはありません」のところは、「豊中市が2019年に実施した市民意識調査によると、この5年間に「同和地区の人とは結婚してはいけない」や「同和地区の人はこわい」など、同和問題に関する誤解や偏見にもとづく発言を6つ示し、これらを直接聞いたことがあるかを問うと、21.5%がその経験があると回答しています。このような差別的な発言に接した際、その誤りに気づき、それを批判する力をもつための教育・啓発は必要です。」としてはどうでしょうか。 | ご意見いただいた内容をもとに文量を調整し、反映しました。 また、参考リンクのスライドに、人権についての市民意識調査を追加しました。 |
| 4-1 | 部落差別 (同和問題) | 差別や偏見の例として、「結婚や交際相手として避ける」があがっていますが、部落出身であることを理由に交際を避けるような人間は、「端から相手にする必要のない存在」「こちらから願い下げする存在」であるとみなす部落出身者が増えており、多くの部落出身者にとっては、それほど大きなダメージになりません。問題なのは、相手の家族や親戚などが反対し、当事者二人が孤立してしまうことです。したがって、ここは「家族 | NO.2の内容も含め、ご意見いただいた内容をもとに次のとおり修正しました。 ・家族や親戚から、結婚相手の出身地が同和地区かどうか調べられる、相手が同 |

| NO | 分野 | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|-----|----------------|--|---|
| | | や親戚が同和地区出身者であることを理由に結婚を反対する」としたほうがいいです。 | 和地区出身であることを理由に反対される |
| 4-2 | 部落差別 (同和問題) | <p>【4-1 の修正内容に対するご意見】</p> <p>以下のように書き換えるほうがいいです。</p> <p>「結婚相手の家族などから身元調査をされる、同和地区出身者であることを理由に結婚相手の家族などから反対される」</p> | ご意見いただいたとおり修正しました。 |
| 5 | 部落差別 (同和問題) | <p>これは書きなおす必要はありませんが、「特別対策は優遇ではない」というところです。</p> <p>「同和地区出身者は優遇されている」という見方は、同和地区の住環境整備などの特別対策に対する批判というより、「税金・家賃・公務員の優先採用」に関しての不満・批判といえます。したがって、「優遇」は誤解であることを説明するためには、なぜ国税の同和減免が必要だったのか（部落の事業所のなかには、ほとんど国税を払っていないこともありました）、常識からかけ離れた低家賃を長期間放置したのか（●●市では 1990 年代半ばまで改良住宅の家賃は 800 円でした）、1970 年代の不安定就労が非常に多かった時代は、就労対策として公務員の優先採用もそれなりに理解されるが、若年層の就労の安定化が進んだ 1980 年代から 90 年代半ばごろまで、なぜ公務員の優先採用を続けたのか（1990 年の調査では、●●市の同和地区に居住する男性就業者の 3～5 割が●●市の公務員だという結果が出ています）、これらにふれないといけなくなります。</p> <p>これを啓発で扱うのは、非常にむずかしいです。そのため、(案) のままでいいのですが、市民の間に根強く存在する「同和＝優遇論」については、何らかの啓発を考える必要があります。</p> <p>それから、今回の啓発資料とは関係ありませんが、同和問題がややこしい問題で、できれば避けたい問題であると、他の人権課題に比べて市民からの共感・関心が低いという傾向が同和問題に関する啓発の効果を低くしています。それは上述の「同和＝優遇論」に加え、「同和問題についてうかつなことを言うと、とんでもないことになる」というように、かつての糾弾のイメージから同和問題がタブー視され、普段、身近な人と同和問</p> | <p>ご意見いただき、ありがとうございます。</p> <p>ご意見いただいた内容をふまえ、市ホームページに誤解や偏見を解いていくための解説や投げかけを掲載していきたいと考えています。</p> |

| NO | 分野 | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|----|----------|---|---|
| | | 題について語り合うことがまったくないという現状も大きく影響しています。「同和＝優遇論」と「同和問題のタブー視」を克服することが同和問題の解決の前提になると思います。 | |
| 6 | 性的マイノリティ | <ul style="list-style-type: none"> ・「セクシュアリティ」で統一 ・「差別や偏見の例」に「周囲の無理解により、カミングアウトできず、自分の性的指向・性自認を隠して生きざるをえない」を入れる。 | ご意見いただいたとおり修正しました。 |
| 7 | 外国人 | 「現状と知ってほしいこと」に書かれていることを「差別や偏見の例」としてあげ、「現状と知ってほしいこと」については、ヘイトスピーチの現状を取り上げてはどうでしょうか。最近の動向としては、埼玉県川口市や蕨市におけるクルド人に対するヘイトスピーチが非常に深刻なので、これについてふれるのがいいと思います。 | クルド人に対するヘイトスピーチに関する事例の記載は、各項目とも基本的な事項の記載となっていることから、難しいと考えます。その他については、ご意見いただいたとおり修正しました。 |

締切後にいただいたご意見のため、資料に反映できていないもの

| NO | 分野 | ご意見 |
|----|-----|---|
| 1 | 女性 | <p>【現状と知ってほしいことについて】</p> <p>今日では、「男は仕事、女は家庭」という意識を支持する比率は減少してきましたが、代わりに、「女性は子どもが3歳くらいまでは育児に専念することが望ましい」という意識は根強く残っており、というように修正されたほうがよいと考えます。</p> |
| 2 | 子ども | <p>【差別や偏見の例について】</p> <p>「・学校や就職先の選択などに関する子どもの意見について」とあるのですが、「・子どもにかかわるすべてのことについて、大人が子どもの意見を聴かなかったり、無視したりすること」としたほうが、子どもの権利条約の主旨に沿っていると考えます。</p> |